

知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 8 年 2 月 3 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第 4 号

知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する
規則

知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和62年秋田市規則
第15号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「（以下「施設入所支援」という。）」を削り、
「同じ。）」の次に「、同条第13項に規定する就労選択支援（以下「就労
選択支援」という。）」を加え、同項第 3 号中「療養介護、」を「療養介
護に係る入所等の措置又は」に、「就労移行支援又は」を「就労選択支
援、就労移行支援もしくは」に改め、「又は入所等」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。